

議案第45号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成27年4月21日提出

北名古屋市長 長瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分したからである。

専決第1号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を別紙
のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

北名古屋市長 長瀬 保

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

北名古屋市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年北名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3輪のもの」及び「4輪以上のもの」に係る部分に限る。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第4号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号の改正規定（「3輪のもの」及び「4輪以上のもの」に係る部分を除く。）並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3輪のもの」及び「4輪以上のもの」に係る部分に限る。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号（「3輪のもの」及び「4輪以上のもの」に係る部分を除く。）及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。